

『草案集』における「方」字について

田 中 雅 和

目 次

はじめに

一、『草案集』における「方」の用字

二、会話・思惟の文を導く「方」

三、活用語連体形に下接する「方」

四、「方」字の訓について

むすび

はじめに

『草案集』の国語史研究資料としての資料性に言及する為にも、その内容や用字・用語等についての詳細な記述は有益であると考ええる。論者はこれまでに、『草案集』における用字や語法等についての実態や特質を把握することに努め、いくつかの報告も行ってきた。そうしたもののうち、本書の特質とおぼしきものは、『草案集』という資料固有のもので、本書成立当時の社会的習慣や文体上の異同とは直接関係を持たない独自のものと考えざるを得ない（現段階では）場合もあるが、基本的には、同時代或は表記・文体・語法上同種の資料にも類似の特質を見出し得るものである。しかも、それは既に先学の指摘もある通り、中世語や中世語法の表れであり、片仮名交り文としての一般的な特徴の表れであると言える。

『草案集』の特質について記述することは、それが『草案集』独自のものであるにせよ、中世語の言語事象の表れである『草案集』における「方」字について

にせよ、まだ緒に就いたばかりの観の鎌倉時代語の究明にとって、一助となり得るのではないかと考える。『草案集』は奥書に「建保四年正月廿四日酉時許了／取筆明尊之」とあり、正に鎌倉時代成立、書写の資料と考えられる。即ち、諸先学による現段階までの研究結果から見る限り、『草案集』独自の特質と考えられそうなものでも、別の視点に立った調査・考察を今後行うことで、未開拓な部分の鎌倉時代語の姿を見出し得るのではないかと思う。未だ新視点に立った調査・考察にまで至っていないが、本稿も、これまでの『草案集』の実態や特質を把握するための作業に続くものである。

『草案集』の読解にあたっては、そこに使用された漢字が、いかなる語を表記したものであるかを確定する為にも、その漢字の訓などについて検討する必要がある。しかしながら、本書の漢字は相当に難解であるのに加え、誤字と思われるものも少なからず存し、また、漢字は特定できても、その訓を確定し難い場合もあり得る。更に、当然のことながら、一漢字が複数の語を表記する為に使われる場合もある。一漢字に対して、一訓だけが与えられるとは限らず、その意義・内容によって複数の訓で訓み分ける必要があるのである。

一、『草案集』における「方」の用字

『草案集』において、一漢字が複数の意義・用法を有し、複数の訓を有するもの一つに「方」がある。本書中で特別の訓を与えるべき漢字ではなさそうであるが、その意義・用法に特異なものが認められるので、本稿ではこの「方」字について考察を加えたい。

本書の「方」の用字について見ると、副詞として用いられる場合と、名詞として用いられる場合の二つに大別できそうである。

まず、副詞として用いられる「方」が四例ある。次に掲げる用例がその総てである。

○果願出家十八歳小、於悉達出王宮之齡_二方_一一年石城之_二化_一卒歳_二忘_一於隻林唱滅之朝二十年_二当_一于此時_一（ハハッ）

○仏法既及陵庭ニ邪徒漸欲繁昌ニ須仰三宝ニ離謹ニ方祈一乘流布ニ因茲ニ讚歎慈惠大師德行ニ（十一オ四）

○多年九重花下頼名徳ニ幾日且辞台嶺之雲ニ方交当国之誉ニキトト思合ラレ候ニ（十三オ一）

○釈迦如来与須達長者大法主与大施主ニ方无左右ニ師檀間候ニ（二十六オ十）

これらは、「方」^ニと捨て仮名があることなどからも、いずれも「マサニ」と訓むべき副詞の例であることが理解できる。
因みに、「マサニ」の仮名書き例はない。また、漢字表記の副詞「マサニ」は、外にも「正・将・当・仍」がある。但し、右四例以外にも、副詞「大方」の一部として「方」が用いられる場合もある。

○世皆濁リ人皆酔^{ヘリ}我濁清我独醒^ト思食候^{グム}事大方^ノ国恥^トサテヲキ候^ス（十三ウ13）

次に、名詞として用いられる「方」がある。本書の「方」字九十二例を整理すると、約五割（四十九例）が次の如き分類のいずれかに属する。しかも、その大半が「カタ」と訓むべき用法である。

(イ) 「カタ」・「ホウ」と訓み、方向を示す ↓極楽^ノ方^ノ・何方^ノ・東方^ノ・西方^ノなど

(ロ) 「カタ」と訓み、時間的な方向の意から時節を示す ↓初方^ノ・明方^ノ・終り方^ノなど

(ハ) 「カタ」と訓み、人を示す ↓御方^ノ・大方^ノなど

(ニ) 「ホウ」と訓み、平方の意を示す名詞として用いる ↓方十里

(ホ) 「ホウ」と訓み、漢語熟字の一部をなすもの ↓十方^ノ世界^ノ・方便^ノなど

以上の例は、『草案集』以外にもその用例を求め得るものであるが、本書にはその外にも三十七例の「方」を拾うことができる。それについては後節に詳述するが、会話文や思惟文を導く形式名詞としての用法が十七例あり、残り二十例が抽象的に方向を示すことによってその方面に関する事物・事象を表すものや、手段・方法を示すものである。

二、会話・思惟の文を導く「方」

『草案集』本文を訓み進めると、「方」字が、会話文や思惟文を導く為の形式名詞として用いられている例が散見することに気付かれる。斯かる用法の「方」は、管見では本書にみられる特異な用法であって、現段階では本書以外にその例を求め得ておらず、また、それに関する報告を未だ見ない。

そこで、この特異な用法としての「方」について検討したい。本書の中において或は中世語の中において、いかなる性格を有するものであるのか、いかなる事情によって本書に特徴的に見られるのであるか、などについて検討する必要があるうと思われる。その検討の為の一手段として、本稿では、「方」による引用形式が、他の引用形式に対して、いかなる性格を有するものとして位置しているのかについての考察を中心にしようと思う。また、先にも述べた如くに、用法や意義・機能よって、一漢字に対して複数の訓を考える必要が生じてくるが、斯かる用法の「方」字に対してはいかなる訓を与えるべきかについても検討されねばならないと思う。

さて、会話・思惟の文を導く用法の「方」字は、本書に十七例を拾える。長くなるが、その全用例を次に掲げることにする。

(a) 会話文を導く

○観音心吉 不見給^ハ仏告観音^ニ給方^ハサマテハ何ナサケ无^ク 且^レ无尽意苦志^{ナリ} 且^レ天竜四衆サムヘシトコソ覚^ク 勅給^ト時^ハ へ十
九ウロく

○常善犯女申給方^ハ后数万人^ト 師近^クツク^クハ君我君^ニ幸人^ニシ既賜玉帯^ヲ御^ス——(略)——君^ヲサテ奉置^キ我子^ニソハ奉^メ憑^リ事吉^ク申給^ハソト
ニ へ二十一オロく

○后待承^テ此等^ニ太子申給方^ハ大王^ニ 此両三日^ニ王城南^ノ山莊遊給^ル——(略)——大王^ニ何^カ悦^シ思食^ヲ申給^ハ太子悦思食^ヲ へ二十三オロく

○旋陀羅抑淚ニ申方仰敢アタナラス実后宣旨君孤達摩島奉流——(略)——君旋陀羅同思物申榎ステロヲモステ
△二三三ウ9

○愛犯女ソライソキシテ——(略)——御使申給方其夜明方太子モノクルワシウ西楼立出——(略)——今ホトヲヘツル
ソトケニく言カハ △二十四ウ7

○……ト思抑方千地形為君何妄為我二大切——(略)——何条直任心□ △二十六ウ13

・思惟文を導く
○須達長者堂作思——(略)——可然地形有伝聞思方投直不惜七珍万宝何料得思不苦彼人マチカキ王胤トモアレ
カウモアレト案 △二十六ウ4

○功德思薄不言二候ハ須達思方アワレ此人思方候モノヲサコソセメト案 △二十六ウ9

○須達案方人八千□我八千有——(略)——思 △二十六ウ13

(b)・会話文を導く
○旋陀羅伏目成——(略)——面モタケテ申候方下臈拙カ、リケル御意内不知ニウレシく量出シテ數金賜事——(略)——
此事思止給ヘトコソ 恥候 △二十二ウ7

(c)・会話文を導く
○大師釈迦善逝告人天大会ニ給方我昔為凡夫ニ時无量却中深志妙法明暮尋之 △十四オ7

○无尽意申大菩薩右肩祖ニ掌合白仏ニ方以何因縁等仏答之ニ細々 △十八ウ11

○太子——(略)——旋陀羅言方我身无犯ニヨモ大王仰アラシ我身幼稚旋陀羅怨不似——(略)——サテモ我何為何方具
行 △二十三ウ7

○太子言方後祖々憑理マウケテ我ユルサセ給大王始百官涙ノコイテ人皆云 △二十五オ11

○或時白仏方雨露ヌレサセ給_レ霜雪_ニ当_セ給_ル御意サテヲイテ——(略)——国王大臣サコソ見_セ候_ト仏此時アサ咲_テ 〆二十六〆

13)・その他

○花嚴經説方_ハヒルサナ性清淨三界五趣躰皆同——(略)——故説菩提迷_ヲ在纏真如_ト 〆二十七ウ10)〆

○即是外護_{シテ}釈承_テコマヤカニ釈給_ル法性本淨我无始迷故迷成自望淨——(略)——故以冥答為外護也_ト 釈意何_ニ 〆二十八ウ4)〆
以上に指摘した「方」による引用形式の用例は、現在までの中世片仮名交り文資料と和文資料の若干を検索した限りでは、未だ管見に入っていない。

引用形態に関して、会話文・思惟文を導く語を前置する形式として一般的に指摘されるのは、形式名詞「様(やう)」による「〆様形式」と所謂ク語法による「〆ク形式」である。⁽¹⁾日記や物語等の和文に多い、会話文・思惟文の前に予告する語を用いない形式のものも、和文は勿論のこと、漢文訓読文(片仮名交り文も含む)や『草案集』にも存する。しかし、ここでは、先の「方」による「〆方形式」引用形式が、いかなる性格のものであるかについて検討する為に、会話文・思惟文の前に予告する語を用いる「〆様形式」・「〆ク形式」との比較を通して考えてみたい。

『草案集』は、その表記形態上漢字交り片仮名交り文であり、その内容は表白と説話とで成っている。内容の点では、その大半(約七割)が説話で占められている。そこで、次の条件のいずれかを一つ以上満たす資料数点を対象に、先の引用形式についての実態を調査してみた。条件とは、鎌倉時代を中心にその前後に成立したものであること(この条件だけは総ての資料が共通に有していることとし、優先させた)、漢字交り片仮名交り文であること、説話(仏教説話)を中心とした内容であること、の三点である。具体的に対象とした資料は、『三教指帰注』『打聞集』『法華百座聞書抄』『古本説話集』『宇治拾遺物語集』⁽²⁾である。更に、和文体の資料における使用状況を見ることも有効かと思われるので、今回は参考の為に和文資料として『栄花物語』⁽³⁾についても調査した。これは、成立が『草案集』や先の資料とさほど遠くない平安後期であること、和文調の中にも漢文訓読文調の表現も見られ、又記録体や片仮名交り文との関係についても問題となる点があることなどが指摘されるため⁽⁴⁾

である。

会話文・思惟文の直前に予告する語を置く引用形式についてそれを整理してみると、後置される呼応語との有無⁽⁵⁾などから、次の三様のあることが指摘できる。それは

- (a) 呼応する動詞を添える (例えば「云、云」「問申様、問」「云、トノタマフ」など)
- (b) 助詞のみを添える (「ト」「トテ」「ナド」等の助詞)
- (c) 呼応する語(動詞も助詞も)がない

の三様である。それぞれについて、先の資料における用例数を表にしたのが次の表Iである。

表I

	(c)呼応語なし		(b)助詞のみ		(a)呼応する動詞		ク語様	三教指 婦注	ク語様	打聞集	法華百座 聞書抄	古 説話集	宇治拾遺 物語	栄花物語
	思惟	会話	思惟	会話	思惟	会話								
計														
54		28	1	17		8								
3				1		2								
46		16		7		33								
24		5		2	5	12								
4		1		1		2								
46	2	2	1	1	9	31								
7		2		1		4								
27		1		3		23								
83		8		14		61								
171	2	5		16	15	133								
4		(2)※				(2)※								
7					4	3								

5	1	3	6	案集
2+				「方」

※『栄花物語』の括弧内の数字は
 会話文・思惟文以外を引用する
 用例(経文引用など)⁽⁶⁾

右に得られた数字は、それぞれの文体上の性格の差異による表現様式に相違があり、又対象とした資料も少なく、充分では

ないので今後更に検討を要するところである。

表Iの数字から看取される大方の特徴は、まず、形式名詞「ヤウ」による「く様形式」の場合、引用文の直前に前置した動詞と同じ或は同様の意義を有する動詞を復誦する形態の(a)型が大半で、約八割を占めている点である。具体的には次の如き例である。

○文王^ヲは御覽^{シテ}巧人^ヲ召^シ令^ル 見^ル巧人^ノ申^ハ様^ハ是^ハ玉^ニ候^ハ石^也ト云^フ 〈三教指帰注〉

○サテ後帝^ヲ大臣^ノタマフ様^オノカ内^々思^事ナム有^ル——(略)——尋^テ返^ラ得^ハ 此^國半^分知^ル 思^其由^ヲ仰^下 仰^給時^ニ 〈打聞集〉

○仏毒^イニノタマフヤウ^ハ我^ハ釈迦^ハ仏^{ナリ}汝^ガ皆^ハ是^レ我^ノ有^レ偈^隨喜^ナシ、ユヘニア^ハレヒテ今^コソウクルナリハヤク娑婆^カヘリテ善根^ヲ修^セヨトノタマフニ、〈法華百座聞書抄〉

○人^ノく^ノいふ様^カくおかしくめてたき御^有さまをひととき^クけりとおほしめされんれうにしらればやなといへは、〈古本説話集〉

○此^やどりたる女^ノ云^やうまことにはおのれは田舎^{より}のぼりたるにも侍^{らず}——(略)——今^{より}はこれをついでにて何事も申^{さん}などいひかたらひて、〈宇治拾遺物語〉

「く様形式」の場合、呼応語を全く後置しない例は極めて少ないのである。

この「く様形式」について、既に遠藤好英氏の御高論がある。それによると、「く様形式」が呼応語(動詞+動詞・助詞のみ)を後置しないのは、源氏物語などの場合も同様であって、和文における「く様形式」の特徴と言えるもののようなのである。

「く様形式」の引用形式についての性格を知る為に、更に遠藤氏の調査から、平安時代における「く様形式」による会話文引用形式の用例数を参考に掲げる。

竹取物語……………24 伊勢物語……………1
土佐日記……………1 大和物語……………9

宇津保物語……………41	落窪物語……………5
蜻蛉日記……………9	源氏物語……………5
和泉式部日記……………1	大鏡……………12
堤中納言物語……………4	算物語……………1
更級日記……………1	(今昔物語……………136)

〔今昔物語集のク語法による引用形式は、助詞「ト」を添える場合と呼応語が全くない場合の用例〕
 〔だけでも、巻1〜20に1722例、巻22〜巻31に191例、総数1913例を指摘できるとのことである。〕

遠藤氏はその結論として、「く様形式」は、口頭語的性格のものであること、漢文訓読文的・和文的両性格の中間の性格を意味すること、などを指摘された。

一方、「く形式」によるものには、特徴的な(a)(b)(c)への偏在は指摘できないようである。これは、先学の指摘の如く、一般的に漢文訓読文の有する特性のようである。又、「く形式」の引用形式は、漢文訓読文の世界のものと言えることは、先学の指摘のあるところである。

次に、導く文が会話か思惟かという点でみると、表Iにみる限り、「く様形式」多用の資料においては勿論、「く形式」が比較的多い資料(例えば宇治拾遺物語)においても、思惟文は形式名詞「様」による引用形式をとっているとみることができるとする。

さて、『草案集』における引用形態について見てみると、引用文の前には特に予告する語を置かない和文的形式的場合と、予告する語「方」字を前置する場合との二様に分けることができる。『草案集』には、所謂ク語法による「く形式」の会話文・思惟文引用形式は全く見出せず(それ以外の「願々」の如きク語法使用例は存するが)、形式名詞「様」による「く様形式」は僅か一例しかないのであって、予告する語が前置される場合は総て漢字「方」が用いられるのである(仮名書き「カタ」が

引用に際して用いられた例も皆無である。寧ろ、『草案集』においては、次の如き「く様形式」の使用一例は異様な感じさえするのである。

○几帳本召寄スタレコシニサ、ヤキタマフヤウ善犯女恨无跡 難忘ニ其ユカリトテ王子生残一天君云事ユ、シウ胸イタウ
思——(略)——料千両金 毎年得サリト言、時 へ二十二ウ3

この例外的な「くヤウ形式」と十七例の「く方形式」との間に、特別な使用上の差異があるように思われぬ。何か意識的な弁別基準があつたのであろうか。そこで、表Iの資料で看取された「く様形式」「く形式」の特徴と比較することで、「く方形式」の性格について考えてみたい。呼応語との関係、会話・思惟いずれの文を導くかという点でみると、「く方形式」は(用例数も十七例に過ぎないので、充分な考察はできないが)、後置呼応語の有無に大した差もなく、導く文も会話文・思惟文のいずれもあることから、「く様形式」と「く形式」との全く中間に位置する性格のもの、乃至は、全体的な「方」の用字などと考え合わせた上での形式名詞「様」との関係から(これについては後述する)、論者の印象としては、「く様形式」に近いものとみることができようかと思ふ。

ところで、表Iの資料六點の引用形式の中にも、「方」同様、その性格を明確にし得ないものがある。それは、次の如き形式名詞「事」を用いるものである。

○アマネク我滅後一切衆生タメニヒロムヘキ由ノタマヒケムコトハシヒ王ト成テハハトニカハリサタ王子ウヘタルトラ
ニ身施——(略)——タ、此法華経故アラサヤ へ法華百座聞書抄・裏44

○たのしく心ちよくてすんする事今日曠野中 飲酒大安楽 猶過毗沙門 亦勝天帝釈このころはけふ人なきところに一人あて——(略)——ひさもむにもてんたいしやくにもまさりたれと へ古本説話集・下巻八十五ウ7

○成典律師僧都なりてこの御いのりのおりふしもよろこびつかうまつりたる事やまくちしるしなどよろこび申給ふ

○このいでは弁いとをかしようすき物なる物からうしむなる事^イいてはのほひにや宮のやうもことになんあると殿上の人
くいひけるをきゝて 〔栄花物語・卷三十四〕

更に、先学の指摘によると、竹取物語にも一例「問ひ給ふことは……と問はするに」、源氏物語にも「呼びとりて語ふことは……勢をかはずべきことなど語ふに」などの例が存することである。これらに見る限り、この「^イ事形式」は漢文訓読文中にも和文中にも表出する形式のようである。しかし、その用例数も僅かであり、極めて特異な例である観をまぬがれ得ない。今後の検討に俟ちたい。

ここで、改めて「方」字について勘えるに、形式名詞「事」による引用形式が、特異ながら『草案集』以外に用例を見出し得ること、草書体の「方」と「事」とは近似していることなどから、本書の「方」は「事」の誤字か、論者の翻字の誤りかとの疑いも生ずる。しかし、本書をはじめとして、比較的書体の近い資料（例えば打聞集）においても、「方」と「事」との字体（書体）には截然たる書き分けがなされているのである。即ち、「事」の終画は一筆（一画）で上下貫かれており、一方「方」の初画と終画は必ず二筆（二画）であって、一筆（一画）で書かれることはないのである。

以上の検討では、『草案集』における「方」字の性格は勿論、引用形式の「方」に限ってもその性格・位置を明確にし得ていない。そこで、『草案集』には、この外にも、他資料に容易にその類例を見出し得ない用法の「方」字が存するので、斯かる用法の「方」について検討し、それと合わせて考察を進めることで補うこととしたい。

三、活用語連体形に下接する「方」

『草案集』において使用される「方」字九十二例中、副詞としての六例と、第一節で指摘した諸資料に広く同様乃至類例の用例を求め得る(イ)の四十九例（これは、「方」字の基本的用法と見ることができるものである）とを除くと、三十七例が残る。この三十七例は基本的には、先の方角・時節・人を示す用法以外のものである。更に、前節で検討した会話・思惟の文

を導く用法の十七例をも含め、残された三十七例は、一部を除いて、その殆どが活用語の連体形を修飾語として有する「方」であるという共通性を指摘し得る。そこで本節では、活用語の連体形を修飾語として有する「方」を中心にして検討を進めたい。

活用語連体形に下接する「方」のうち、会話・思惟の文を導く「方」十七例については前節で既に触れたところであるので、残された二十例について検討する。この二十例の中には、引用の用法「方」がそうであったように、必ずしも他の諸資料と同様・同類の用法のものを求め得難い用例が相当数含まれているようである。そこで、斯かる用法の「方」について以下全例を示す。

- ① シヨミテハ隠成海^{レテ}所免塩指候^レハイツマテタスカルヘシト覚次^{トモ}次第々々^ニ高方^ヘ登上々々^リ給ホトニ ^{〈二十四オ10〉}
- ② 験仏寺辺靈社シメノ内无尋残所^モ無求サセル方^モ一天併此事成返^ニ四海悉事^ヲノ、シリ候間 ^{〈十四ウ9〉}
- ③ 欣仏道人^{コソ}多求^ニ一乘^ニ一人^{コソ}□^{ケレトモ}サノミヤハ公方^ニミラステ世^{コソ}背綾羅錦繡倉^ハ多霜^ハ多 ^{〈十五オ13〉}
- ④ 此時旋陀羅長事方^テ申候^ヘサ承候^{スト}申候^シ御意^シ吉思食 ^{〈二十三オ2〉}
- ⑤ 大王奉狎^テ過給^{ヒキ}善犯女ヤウラカヘテオモくシイ方^ニ調成^テ觀世音經[□]毎日所作^ノ立^{シテ}ニ ^{〈二十一オ2〉}
- ⑥ 偏善犯女御事^ニワリナウ思食候^シ愛犯女心中妬^サ怨^ササコソ候^ケサレトモネタカラヌ方^ニモチ成常^チ善犯女申給方^ニ ^{〈二十一オ5〉}
- ⑦ 命有限^レ事^ハ欺々^レ過給^セ愛犯女君御意叶^ハ上^{ヨリ}欺方^ハ給^ヒ心中シタウレシウテカチフチ指^{ケル}意^{テシ} ^{〈二十一ウ13〉}
- ⑧ 久太子^{コソ}不見^レ二^シ恋^シ仰^レトケルシカく人^ハ申伝候^レ事々^シ方^ニ人少^ニ參給^ヘ大王何悦^シ思食 ^{〈二十三オ9〉}
- ⑨ 大王御意カネテ思^カ浅猿^サ急奏^{ウセ}モノウ、テ今^{マデ}ホトヲヘツルソトケニく言^{トカ}御使走返^リ言ツ、カヌ方^ニ泣申上候 ^{〈二十四ウ10〉}
- ⑩ 夢後事^ノ无^{モト}憑^モ釈廻^{コソ}給ホ□人^ノホノメク方^ハ候^シアヤシサニ立^リ寄見^ハ給^ヒアヤマタヌ太子御貌 ^{〈二十五オ3〉}
- ⑪ 太子与大王^ニ打咲^テ御時臣^シ下公卿目驚^テ候^シ大王事有方^ノ仰^レ時々^ヨ日^モ不可廻^リ万乘位^ヲ只今太子讓^サ御 ^{〈二十五オ8〉}

⑫ 釈迦多宝受取□不在^レ覚候但コノ玉有^カ方^カウチ有事^{トモリ}不^レ覚^候 〔二十〇一〕

⑬ 天性此少上功徳思薄^キ不言^ハ候^シハ須達思方^{アワレ}此人思^ハ方^レ候^モノヲサコソセメト案^シ 〔二十六ウ9〕

⑭ 法身者依如来^レ正教^ニ那可得意^方候^レ蓮花^ニ三昧経^ノ文^ト覚候^ハ 〔三十一オ7〕

⑮ 不再^ス不^ル三^ノ之^レ恨尚如憤^ル思乳^ニ隔世^ニ隔^{タル}海^ノ之^レ悲未知^可喩^方但^レ我等不^ス狎^ニ衣哀^ニ 〔十オ5〕

⑯ 蒼楼露^ノ下^ノ照陽^ノ月前^ノナコリノヲシサ別^レ悲ヤル^方无^候中^ニ破^{サケ}テ奉^テ誘^テ奉^テ育^ニ御坐^シ妃^ノ宮^ノ御意^実サコソ候^ケ 〔十五オ3〕

⑰ 揚声^チ悲泣^ス涙^コホレテ浸^レ床^ヲ何^ニ々^ニ為^レ方^ノ无^花御^ノ貌^委玉^ノ御^ノ膝^鮮カ^キ居^タテ^テ面^合面^膚添^膚 〔二十一ウ2〕

⑱ サムヘキ人^ノ罵^ル腹^立ソ、ロネタフ^覚候^但所^詮御^事申^不候^我身^ニ矢^立方^覚候^事申^披候^ハ 〔十二ウ9〕

⑲ 母^死別^父生^別ウ^カリ^ケル^我身^先世^知 トノタマヒ^シ御^音旋^陀羅^耳聞^コッ^タツ^方覚^候 〔二十四オ7〕

⑳ 酒盛^タチ^テ候^ホト^ニ須^達所^思有^飲方^取渡^祇陀^无案^事恣^エイ^サマ^タ□候^時須^達案^方 〔二十六ウ12〕

右のそれぞれの用例の最後に、その所在を記した。引用の用法「方」と同じく、ここでの二十例も、⑮一例を除いて、説話部にその用例を指摘できる。また、この二十例はいずれも「カタ」と訓むものと考えられる。但し、⑰の「為方」などは、色葉字類抄に「センハウ」という訓があるので、総てを「カタ」と訓ずるには問題もあるかもしれない。しかし、「セムカタナシ」の語も、数多くの資料に求め得るので、一往この二十例を「カタ」と訓むことでよからうと考える。

さて、引用の用法「方」が、同じ意義・機能を有する「様」との関係でその性格を考えられたように、この連体修飾語を伴う「方」も「様」との関係を通して検討することで、その性格の一端を窺えるのではないかと考えている。それは、ひいては『草案集』の文章様式を考える為の足掛りとなり得ないかと考えている。そこで、前節と同様、成立時期や文体の性格上さほど遠くない関係にあるいくつかの資料において、連体形修飾語を伴う「カタ」と「ヤウ」がいかなる使用状況にあるのかをみることにする。

まず、宇治拾遺物語における活用語連体形に下接する「カタ」と「ヤウ」とについて検討する。表Ⅱが、その意義分類と

各巻ごとの用例数とを表にしたものである。

表II 『宇治拾遺物語』における『活用語連体形』に下接する「カタ(方)・ヤウ(様)」の用例数

計	巻 数															カ		ヤ					
	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	方	向	手	段・方	法	ウ	様	
19	2	1	3	2			1	1	1		1	2	1	2	2	スベキカタ							
16		2	1			1	1		2	3		2	3	1	スベキカタ								
10	1							4	2	3					〜ベキカタ								
5					1	1				3					イハムカタ								
9				1	2		2		1	1			2		セムカタ								
2								1					1		〜ムカタ								
4								1		1		1		1	動詞カタ								
46	1	2	1	1	2	2	4	6	5	11		3	6	2	計								
2	1								1						その他								
12	1	2					1	1	2		1		3	1	スベキヤウ								
16	1	1	2		3		2	1		2	1	2		1	〜ベキヤウ								
1				1											動詞ヤウ								
29	2	3	2		4		3	2	2	2	2	2	3	2	計								
64	6	5	5		6	3	11	1	5	2	3	7	4	2	4	様状							
24		1	3	1	3	1	2		2	3	2	3	2	1	道仔								
5		1						1		1			2		言内								
12			1	2	1		1	1			2	1	2	1	推婉								
10		2	1				1				1		3	2	望ましい								
70	4	5	3	8	7	6	6	9	3	3	0	2	7	6	1	比							
114	7	6	7	10	9	10	8	15	7	5	1	2	9	14	4	比							
2				1			1																
62	6	3	9	10	4	3	4	1	1	8	1	2	2	6	2	ゴトシ							
184	9	7	16	19	11	14	12	9	8	15	15	11	7	14	17	〜ヤウ						引	
83	18	2	10	11	4	2		2	7	7	3	6	4	2	5	〜ク						用	

※ 上段は「連体形+ヤウ」・「連体形+ゴトシ」の用例数
下段は「助詞+ヤウ」・「助詞+ゴトシ」を含む総用例数

宇治拾遺物語における連体修飾語を伴う「カタ」は、その意義・用法から、「行ク方」という用例を中心とする「方向」を

※ ※

示すものと、「手段・方法」を示すものとの二種に分類されることが指摘し得る。また、「カタ」と「ヤウ」との間に共通した用法として、「手段・方法」を示すものの存する点が注意されようかと思う。即ち、意義・用法上同じく「手段・方法」を示す二者間に、何か相違点はないのか、筆者（作者）の立場の様なものか異なるのか否か、という点が注意されるべきだと考えられる。しかし、この点に関して、表Ⅱから看取できる特殊な傾向は指摘し難い。ただ、「カタ」に助動詞「ム」を上接辞としてとる例が十六例存するのに対し、「ヤウ」にはその例が全く拾えないという特徴がある。また、二者間に共通する点で、「ヤウ」に存する一例を除いて、外は総て「⁽¹⁾カタナシ・カタモナシ・カタ候ハヌ・ムカタアランヤハ」⁽¹⁾「⁽¹⁾ヤウナシ・ヤウモナシ・ヤウヲ知ラズ」の如く、いわば成語として否定の語を伴って出現することが、その特徴として挙げられる。

次に、位相（特に文体上の位相）上の差異は認められるか否かについて検討する為の、一指標として表Ⅲを用意した。表Ⅲでは、宇治拾遺物語所収百九十七説話のうち、今昔物語集と同話乃至類話とみられる九十説話⁽¹²⁾について検討する方法をとった。（尚、この方法による位相についての検討だけでは全く不充份であり、多種の文体を代表する資料に亘って検討する必要があるが、今回は飽くまでも一往の指標としてこの方法をとる。）表Ⅲは、今昔物語集巻一～巻五の天竺部、巻六～巻十の震旦部と同話・類話の説話における連体修飾語をとる「カタ」・「ヤウ」の用例数とその所在を示すものを(イ)、同様にして、巻十一～巻二十の本朝部のうち漢文訓読文調の強いとされる説話と同話・類話のそれを(ロ)、巻二十二～巻三十一の本朝部のうち和文調の強いとされる説話と同話・類話のそれを(ハ)、として示したものである。それぞれの位相上の差異を表出しやすいと思われる。「ヤウナリ」に対する「ゴトシ」と、ク語法による引用形式とを参照の便宜の為に表の下に付した。

表III 「宇治拾遺物語」における「カタ(方)」「ヤウ(様)」の用例分布
 (イ) 「今昔物語集」巻一～巻五・巻六～巻十と同話・類話のもの(七話十八話二十五話)

小計	十五 十二 十六 八 十二					小計	十三 十二 七 六					巻数 説話番号			
	12	11	10	7	4		14	11	2	1	1	9	3	方	向
													スベキカタ	手 段・ 方 法 (方)	カ タ
						2			1		1		～ベキカタ		
						3				2	1		イハムカタ		
													セムカタ		
													～ムカタ		
						1					1		動詞カタ		
						6				1	2	3	計		
													その他		
													スベキヤウ	手 段・ 方 法 (様)	ヤ ウ
						2				2			～ベキヤウ		
													動詞ヤウ		
						2				2			計		
3	2			1		2	1				1		様状	子 態	(様)
						2			1	1			道仔	理 細	
													言う・思う	容 量	
													内推婉	曲	
													望ましい	態	
1				1		1					1		望ましい	態	
2	1			1		2					2		比況		
						1			1				ゴトシ		
3	1	1		1		11	2	2	1		6		ゴトシ		
12			3	4	3	2	13		3	4	4	2	～ヤウ	引	
19	8	5	1		1	4	13	2		2	7	2	～ク	用	

『草案集』における「方」字について

八 七 六 四 三 二 一														卷 数		総 計				
6 5 4 3 5 4 7 5 4 7 6 3 13 12 14 6 16 1														説話番号						
1														2		方 向	カ タ (方)	2 3 1 6		
2														3		スベキカタ				
4														1		2			手 段	
1														1		イハムカタ			・ 方 法	
1														1		セムカタ			計	
6														3		6			1	その他
1														1		1			1	スベキヤウ
6														3		6			1	ヤウ
1														1		1	1	ウ		
1														1		1	1	様 状		
1														1		1	1	道 仔		
1														1		1	1	言 内		
1														1		1	1	思 容		
1														1		1	1	推 婉		
1														1		1	1	望 望		
3 2 2 2 1 1														3 2 6 3 2 1		1	1	比 況		
1														1		1	1	ゴ ト シ		
2														1 5 2		4	2	4	引	
2														1 3		1	1	用		

(口) 「今昔物語集」卷十一ノ卷廿と同話・類話のもの (三十八話)

総計	8	7	十五 6	9	十四 5	13	12	10	9	十三 8	12	7	5	十二 4	12	十一 7	7	3	九 1	7
7									2	1	1									
7									1										1	
7																				
1																				1
4																				2
1																				
1																				
21									1											1 3
5					1															1
5			1						1											2
10			1		1				1											3
14			2						1										1	3 3
9									1					1		1	1		1	
2																				
4										1										1
2										1										
19			1								1	1								1 4
31			1						1	1	1	1								1 5 1
1																				
12	3								1	1				2		1				3
39		1	2	3	1					2	1	1	1	1		1				2 3
17	3					2	2	1	1					1						

表Ⅲにおいても、表Ⅱの場合と同様、巻ごと・説話ごとに見て、「カタ」と「ヤウ」との間に偏在は認められない。然るに、(イ)(ロ)(ハ)の順にその文体に和文調が強まるに従って、相対的に比況の「ヤウナリ」の用例数が段階的に増加する一方、「ゴト

(ハ)	(ロ)	(イ)
6	7	
6	7	
1	7	2
1	1	3
1	4	
1	1	
	1	1
10	21	6
1		
4	5	
4	5	2
1		
9	10	2
14	14	5
5	9	2
1	2	
3	4	
2	2	
27	19	2
45	31	4
	1	1
10	12	14
44	39	25
7	17	32

総計	十六 2	11	6	3	十四 2	6	3	2	十三 1	15	13	十二 9	8	4	十一 3	1	9
6	1		1									1					
6		1	1														
1	1																
1																	
1																	
10	1	1	1														
1	1																
4			1														
4				1				1					2				
1															1		
9		1	1					1					2	1			
14	2	2	1	1									1		1	1	
5		1						1	1								1
1			1														
3										1						1	
2		1															
27	2	1	2	2			1	1				1		1	2		
45	2	1	1	2	3		1	1	1			1	1	1	2		
10								2	2			1		1			
44	1	2			2		1	3					1	6	1	1	
7								1				1	2				1

②「わが山へかへりのぼらんも、人目はづかし、加茂河にや落いりなましと思へども、又さすがに、身をもえ投げず。いかやうにはからせ給べきにかと、ゆかしきかたもあれば、もとの山の坊にてかへりゐたる程に、〈宇治拾遺物語・卷六の

6

②「陸にのぼりぬべき所や有」と見けれども、あしはらにて、道ふみたるかたもなかりければ、「もし人氣する所やある」と、川をのぼりざまに、七日までのぼりにけり。〈宇治拾遺物語・卷十五の2〉

③とをく離れまいらせて往なん悲しさを思へどもするかたなし。あふなくおぼゆるかたも、たのもしくなりぬれど、とをくなりまいらすぞ悲しかりける。〈古本説話集・下八十三オ6〉

右例のうち、②は「方」でない「形」や「跡」の意の「カタ」可能性も高いので除外することにしても、二例の例外的用法が存する。例外的であるとは言え、この二例は軽視できない用法の「カタ」と思える。この二例ともに、抽象的にある方向を指すことでその方面に関する事物を表す、いわば「形式名詞」的用法とおぼしきものである。これについては後述するが、和文資料にはその用例が散見するものの、表IVの如き資料群には殆ど拾えないのである。

その外に、表IVに看取できることは、「カタ」・「ヤウ」ともに「手段・方法」を示す用法を持つ点で共通していること。また、比況の「ヤウナリ」と「ゴトシ」、引用の「ヤウ形式」と「ク形式」の比較においては偏った使用状況が認められるにも拘らず、「カタ」と「ヤウ」との間にはそれほど特徴的な使用頻度の差はないということである。

斯かる結果は、対象とした資料の内容や文体の性格上、互いにさほど遠くない関係にあるものであったために、その間に殆ど異同が認められなかったとも考えられる。

そこで、位相上の異同を検討する意味で、和文体の資料における使用状況を見ることは有効かと思われる。和文資料の調査対象として、前節と同じ理由で、本節でもまずは栄花物語を採用した。栄花物語について、活用語連体形に下接する「カタ」・「ヤウ」の意義分類とその用例数とを示したのが表Vである。

表V 『栄花物語』における「活用語連体形」に下接する「カタ(方)・「ヤウ(様)」

カ	タ		
4	方	向	
9	場	所	
8	(間接的に)	人	
2	時	節	
1	キスベ	イフ	手 段 ・ 方 法
21	ベキ	カタ	
5	他	その	
8	セム	ムイ	手 段 ・ 方 法
30	ムイ	ハ	
19	(言)	他	
6	他	その	
20	イフ	ヤル	動 詞 + カ タ
3	ヤル	他	
10	他	その	
123	計		
9	方	面	
2	様	おむ	子 き む な の 事
7	その	よう	

ヤ	ウ		
53	様	子	態 理 細
11	道	仔	
3	言	う	思 う 容 式 儀
2	方	流	
2	キスベ	ヤウ	手 段 ・ 方 法
5	他	その	
3	ヤウ	動	
10	計		
16	推	量	曲 況
65	比	況	
7	引	用	
5	望	まし	い 態 な の 事
14	その	よう	

表Vにおいて特に注意されるべき点は、「カタ」の意義分類が多種に亘っていることである。それは、表IVとの比較を行うことで、栄花物語における特徴として明確にし得る。「ヤウ」の意義・用法は、表IV資料群と栄花物語との間で殆ど異同がないのに対して、「カタ」の意義・用法は、表IV資料群においては「方向」と「手段・方法」とを示すにとどまっていたものが、栄花物語では多種に亘っているのである。即ち、この「カタ」については次の六種に大別できる。

- 1、方向を示す
- 2、その場所や地点を示す
- 3、直接・間接的に人を示す
- 4、(時間的な方向の意から) 時節を示す

『草案集』における「方」字について

5、手段・方法を示す

6、抽象的にある方向を指すことでその方面に関する事物を表す

(a) その方面・それらに関する点を示す

(b) そのような様子・おもむきを示す

(c) そのようなこと・ものを示す

右の分類のうち、第六番目の(a)(b)(c)三種の「カタ」は、抽象的に表現するものであり、単独ではいかなる意義を有するかを定め難く、かつ常に連体修飾語を必要とし、その先行の語句を体言資格のものに転換する機能を有することなどから、形式名詞⁽¹³⁾としての用法とみなすことができそうである。

斯かる形式名詞的用法とおぼしき例は、榮花物語に十八例を数える。その用例のいくつかを次に掲げる。

(a) その方面それらに関する点を示す

②4 みかどの御心いとうるはしうめでたうおはしませど、「雄々しき方^レやおはしまさゞらん」とぞ世の人申思ひたる 〈巻二二〉

②5 御修法数を尽し、大方世にあるかたのことどもを、内方・殿方・院方など三方にあかれて、よろづに思ほし急ぎたり

〈巻七〉

②6 殿原もいみじうおぼしたり、内大殿は恨しき方^レも添ひて涙落ちさせ給、二葉よりことごとく疑ひなく后がねとかしづき、こえ給へるに 〈巻三十六〉

(b) そのような様子・おもむきを示す

②7 悪しうもおはしませず、今めかしく御心をやり、あらまほしげなる方^レは月頃の御心に勝らせ給へり 〈巻十三〉

②8 かくて後、さりとともと頼しき方^レ添はせ給ぬ。御ものゝけども口惜しがり、悔る妬む事限なし。それをぞ頼しく聞しめす

〈巻十五〉

(c) そのようなこと・ものを示す

②9 女院には関白殿の御心地をぞ恐しうおぼすかたはさるものにて、「世中心のどかにしもおぼし掟てずや」と 〈巻四〉

③0 四条の皇太后宮悩ませ給て、祭など果てゝ後にうせ給ぬといふ。あかるゝかたなく四条大納言扱ひきこえさせ給、いとあはれなる世中也 〈巻十一〉

③1 晝に御脇息におしかゝらせ給て、やがてうせ給にけり。それは俄にいみじき方こそありけれ、人の心を尽し惑したる方はなかりけり 〈巻二十六〉

斯くの如き用法の「カタ」は、表IV資料群には殆ど見出せないのであるが、例外的に宇治拾遺物語と古本説話集にそれぞれ一例ずつ、先の②①②③が指摘される。

他方の「ヤウ」についてみると、栄花物語においては意義分類される用法がありながら、表IV資料群に全くその用例を求め得ないものが一種ある。これも、形式名詞とおぼしき十四例の連体修飾語を伴う「ヤウ」である。その用例を数例次に掲げる。

③2 「さばはやう都へ帰らせ給ね。こよなう近程にまかり留りぬれば、いと嬉しく侍。又あやまちたる事侍らねば、さり共召し還さるゝやうも侍なん」 〈巻五〉

③3 いみじうあはれなる御手習どもの「内わたりの御覧し聞しめすやうなどや」とおぼしけるにやとぞ見ゆる 〈巻七〉

③4 七にて御位に即かせ給て後、二十五年にぞならせ給にければ、今の世のみかどのかばかりのどかに保たせ給ふやうなし 〈巻九〉

③5 「いでや物の覚ゆるにこそあめれ、まして月頃・年頃にもならば、思忘るゝやうもあらん」 〈巻二十七〉

③6 「猶始め終導き奉るべきにこそありけれ、先だち奉るやうもあらましかば」と、まづ悲しくて涙を流し給 〈巻三十〉

右掲の如き形式名詞「ヤウ」十四例は、そのうちの十二例が会話文に集中しており、地の文に使用されているのは僅か二例

にすぎないことが、その特徴として指摘である。

ここで、表V(栄花物語における活用語連体形に下接する「カタ」・「ヤウ」)に看取できる特徴を整理すると、次の六点が指摘し得る。

一、表IV資料群(漢文訓読文系資料)と比較すると、栄花物語における「カタ」の意義・用法は多種に亘る(表IVにおいては二種、表Vにおいては六種)。

二、「カタ」と「ヤウ」との間に共通する用法として、「手段・方法」を示す用法と形式名詞的用法との二種が存する。

三、「手段・方法」を示す「カタ」百二十三例の悉くが「イハムカタナシ」で代表される様な否定表現であって、「イフベキカタナシ・イハムカタナシ」など「とても言いようがない」という意味で「イフ」に關した動詞に下接する慣用的用法が九十三例、更に、「スベキカタナシ・セムカタナシ」の慣用例九例が大半を占める。

四、「手段・方法」を示す「ヤウ」の方は、十例中四例が肯定表現であって、慣用的表現は「スベキカタナシ」の二例にすぎない。

五、「手段・方法」を示す「カタ」と「ヤウ」とでは、「ヤウ」の絶対使用数が極端に少ない(「カタ」百二十三例に対して「ヤウ」十例)。

六、形式名詞的用法の「ヤウ」は、会話・思惟の文に出現する場合は殆どである(十四例中十二例が会話・思惟の文)。

以上に指摘した六点は、「カタ」と「ヤウ」との間に存する問題・ニュアンスについて考察する為の好材料たり得ると考えられるが、現段階では調査・考察ともに不十分であるので、今後資料を補いながら、検討を更に進めて行く予定である。

さて、以上の検討を経た上で、今一度『草案集』における「方」の用例①②について考えてみたい。この二十例も基本的には活用語連体形(と連体格助詞と)に下接する「方」であるので、表IV・表Vで行ったと同じレベルで分類することができる。

① ↓方向を示す

② ↓場所を示す

③～⑭の十二例↓③④は活用語連体形ではなく、助詞「の」に下接する例であるが、それも含めて、抽象的にある方向を指す形式名詞的用法 (a) その方面・それらに關する点を示す…③。 (b) そのような様子・おもむきを示す…④～⑭八例。 (c) そのようなこと・ものを示す…⑭～⑳三例。

⑮～⑰の三例 ↓手段・方法を示す

⑱～⑳の三例 ↓比喩 (比況) の用法 (形容動詞に準ずる)

①～⑰の如き用例は、他資料にもその類例を見出し得るものである。①と⑮⑯⑰は表IV資料群にも栄花物語にも指摘できる用法であり、②～⑭は表IV資料群には見出せないながらも、栄花物語には類似の用法を指摘し得る。しかるに、⑱⑲⑳の三例は比喩 (比況) の用法であって、表IV資料群には勿論、栄花物語にもその類例さえ指摘し得ず、現段階では『草案集』独自の用法かと疑われるところである。更に考察を進めると、⑱「思方」も特異なものと云える。つまり、思うことの内容を示すような場合、表IV資料群や栄花物語においては「思フヤウ」の形で表れるのであって、「思フカタ」として表れることはないのである。又、⑤～⑩の六例も、厳密には栄花物語の「カタ」とは異なる用法であって、⑱⑲⑳と同様、形容動詞或は形容動詞に準ずる用法とみられ、未だ『草案集』以外にその類例を見ないのである。即ち、表IV資料群・栄花物語においては「ヤウ」の担う意義・機能をも、『草案集』においては「カタ」が担っていると見ることができるのである。

そこで、『草案集』における「ヤウ」について見る必要がある。

○加様：一巻、大旨加様ニテ候ハ、十八ウ6・病ニイツヲハテトモ不見ニ加様ニ折コタレテ へ十九ウ3

○有様：国中有様ニ、イツシカ无雲ニ、思食候ハ、十三オ6・其島有様ニ、シヲヒレハ頭ニ、成島ト、シヲミテハ隱レ、成海ト へ二十四オ9

○一贅身ニ、土絶民四之様ニ、盼躰ニ、金蓮之京ニ へ七オ2

『草案集』における「方」字について

○不可恨身ヲモ一仏界ヲモ同之ニ不可惡所ニ天人愁ニ限一日ニ墓ノ様ナル 經千年ニ松トテモ有ニ其終ニ 〔三ウ2〕

○事弥取ナサウ折指量現文絶設ヨモ山徒事可申坐様不候幾度ククリ事トテモ經文取スカリ候 〔十四オ2〕

○几帳本召寄スタレコシニサ、ヤキタマフヤウ善犯女恨无跡 難忘其ユカリトテ王子生残一天君云事ユ、シウ胸イタウ

思ユルニ——(略)——料千兩金毎年得サリト言時 〔二十二ウ3〕

右掲が『草案集』における「ヤウ」の総てである。『草案集』の「方」と比較しても、前掲の他資料の「ヤウ」と比較しても、その使用総数、意義・用法ともに、極めて乏しい状況であることが看取される。然らば、『草案集』における比況表現は、いかなる語によってなされるかという疑問が生ずるが、それは既述の如き「方」を用いるか、

○悪人申達多手本三或中无明ゴトシ女人申龍女手本三毒中愚癡如 〔十六オ13〕

の如く仮名「ゴトシ」或は漢字「如」字を用いる二十七例のゴトシで表現するものようである。

四、「方」字の訓じこじり

小稿で検討した『草案集』の「方」字は、多分に特殊な用法を含むものであった。又、小稿で対象とした「カタ」は、総て漢字「方」で表記されているのであって、方向を示す用法の「カタ」を含め、仮名表記の「カタ」は存しないのである。にも拘らず、論者は副詞以外の「方」字を「カタ」と訓ずることを前提に、検討・考察を進めて来た。方向や場所、手段・方法を示す場合は「カタ」と訓んでよいとしても、その他の場合の「方」も「カタ」と訓むべきか否かは問題の残るところかもしれない。意義・機能が異なれば、同一漢字でも、それぞれの場合によって訓み分ける可能性は充分にある。まして、現状では、他資料の「カタ」との比較において、『草案集』の「方」は特殊な用法と目されるのであるから、それにふさわしい別の訓が与えられるべきなのかもしれない。

そこで「方」字の訓を古辞書に求めると、『観智院本類聚名義抄』には次の如くである。

方 曹亡メ ヒラ ツネニ ノリ ナラフ ウルハシ カス カス カタハラ ケタニ タモツ ミサカリ サカリニ サカユ タ、ス ツマハ クハフ シカシナカラ ムカウ
マツル ステニ シノフ ハシム ヒタフト ミサカリニ タクラフ (カタ マサニ (ヨシ スミ ホトリ アタル) ヨル マタ タメニ (トコロ オサフ ミチ 禾ハウ
ホウ) 僧中三〇〇) (傍線、論者)

『草案集』の「方」字は、副詞としての「マサニ」、名詞としての漢字音「ホウ」と訓むもの以外は、名詞の場合、総て「カタ」と訓んで問題ない用例ばかりであるので、形式名詞的用法も同様に「カタ」と訓むことがまず考えられる。その外にも、形式名詞的用法に与え得る訓としては、名義抄中の「ヨシ」「トコロ」も可能性としては考えられるかと思う。また、『草案集』中の引用形式の仮名書き例が「ヤウ」の一例のみで他は総て「方」で表記されることと、既に述べてきた如くに、「方」字の用字上の性格は、名詞・形式名詞としても形容動詞に準ずる用法としても、極めて「様」に近い関係にあることなどから、「ヤウ」と訓む可能性も全く否定するわけには行かない。更に、特殊ではあるが、引用に際して形式名詞「コト」を前置する例が指摘されることや、「方」字と「事」字との書体(字体)が近似していることを勘え合わせて、「コト」と訓む可能性もあるのではないかと考える。『色葉字類抄』から求められる訓を検討しても、「方」と「様」や「事」が列記されたものは見出せず、先の訓以外に加えるべき可能性を有する訓はないと考える。

いずれにしても、訓の決定については未だ決定的な根拠を得るに至っていない。先に述べてきた如き「方」字の性格を明らかにすることによって、自ら結論が出てくるものと考えるが、小稿において「カタ」と訓んで検討を進めたことに対しては、大方の御批正を仰ぐことにしたい。

むすび

小稿での検討で、『草案集』の「カタ」は、和文体にみられると同様、用法が広く、その中には和文体にもみられない独自の用法と思われるものが存し、しかも、その独自の用法は「ヤウ」との共通部分が多いという点を指摘し得たかと思う。斯くの如き、『草案集』における特異な意義・機能を有する「方」について検討してきた。しかし、言語表現の場において、

一個人だけが、しかも一資料内においてのみ或は一時期に限って、社会的にみて極めて特異な表現活動をするとは考え難い。仮に、個人的な用字法だとすれば、同一人物になる資料を見出し、それについて検討する以外はないであろう（ちなみに、本書の書写者は明尊であるが、作者については未詳である）。しかし、一個人に限っての用字法ということは最も考え難い。狭い範囲でしか行われなかった場合として考え得るのは、ある一定の集団・社会において行われる場合である。即ち、特定の宗派・寺院等においては共通に使用・理解されるが如き、ある程度の社会性を持っていたのではないかといいことである。又、限られた社会でのみ行われたとしても、一時期に唐突に使われ出し、突如として消滅することも不自然であり、考え難い。そこには、その用字法を生み出す要素があり、後にはその影響を受けたものがあると考えられよう。即ち、その語（乃至はその周辺の語を含めて）の消長を考えるのが自然ではなからうか。

そこで、『草案集』独自の用法と考えるものは、形式名詞的用法が中心であることが、小稿の検討で指摘し得るので、その周辺に存する事象（ク語法や形式名詞「様」「事」による引用形式、或は活用語連体形に下接する「ヤウ」など）と比較し、その周辺の資料を中心に検討することによって、斯かる問題について考え、明らかにしようと試みた。

現段階では、資料に乏しく、複雑な要素がからんでいる上に、手順・方法にも問題を残している。今後、ク語法、形式名詞「様・方・事」、活用語連体形十助詞「ハ」、或は活用語連体形のみによる引用形式との比較検討やその史的位置について検討したい。更に、本書に「ヤウ」の使用例が殆どないこととどう関係するのか、文体をはじめとする位相上の異同はどうか、今回の対象以外の種類の資料における「カタ」の意義・用法はどうか、などについて検討することで、先の問題を明らかにする手掛りが得られるのではないかと考えている。

注

- (1) その外にも「子のいふさることなしその錢にてはしかく龜にかへてゆるしつればそのよしを申さんとして参りつるなりといへば」
《宇治拾遺物語》の如き例もあるが、ここでは斯くの如き引用形式は一律除外した。
- (2) 成立時期や文体の性格上、あまり遠くない関係にある資料を対象にしようという意図によるものである。文体の性格上さほど遠くないという場合、『草案集』における用例は、説話を中心とする「説話部」に集中しているので、この説話部を中心に考えた上でのことである。
- (3) 調査・用例の検索に使用したテキストは以下の通りである。『中山法華経寺藏本三教指帰注総索引及び研究』（築島裕・小林芳規、武蔵野書院）・『打聞集の研究と総索引』（東辻保和、清文堂）・『法華百座聞書抄総索引』（小林芳規、武蔵野書院）『古本説話集総索引』（山内洋一郎、風間書房）・『宇治拾遺物語』（日本古典文学大系）・『榮花物語』（日本古典文学大系）
- (4) 『国語学研究辞典』などの指摘による。
- (5) 注1と同じ方針で行った。
- (6) 具体的には次の如き例である。「花厳経の偈に曰く……」（卷十八）「七仏薬師経に曰く……と宣へり」（卷二十二）「無量義経文に曰く……と宣へり」（卷二十二）「経に」の給はく……」（卷三十）
（訓点語と訓点資料・第40輯）
- (7) 「今昔物語集の文章の性格と史的位位置―会話の引用の〴〵様形式の考察を中心に―」（訓点語と訓点資料・第40輯）
- (8) 「〴〵形式」は説話部にのみ表出する引用形式である。論者はこれまでにいくつかの拙論において、説話部は口頭語性の強い文章様式であることを述べてきた。一方、先の遠藤氏は「〴〵様形式」が口頭語の性格のものであることを述べておられる。「〴〵形式」も、口頭語性という点と全く無関係ではないと思われる。
- (9) 『草案集』本文は三丁表から始まり、前半十一丁裏七行目までが表白中心、後半十一丁裏八行目から三十二丁裏六行目までが説話中心の内容、と二部に分け得る。論者はそれぞれ前半を「表白部」、後半を「説話部」と仮に呼んでいる。
- (10) 資用部
方略部 為術セムヌツ為方セハウ（前田本色葉字類抄・下セ・一一一ウ）
- (11) 「まきにさゞげられたる荒巻こそあれ。こは、たが置きたるぞ。なんの料ぞ」と問ひつれば、たれにかありつらん「左京の属の主なり」といひつれば、「さてはこれにもあらず。すべきやうあり」とて、とりおろして鯛をばみなきり参りて、かはりにふるしきれひらあしだなどをこそいれて（宇治拾遺物語、卷二の5）
- (12) この認定については、『宇治拾遺物語』（日本古典文学大系）・『宇治拾遺物語打聞集全注解』（中島悦次、有精堂）それぞれの解説

『草案集』における「方」字について

によって分類した。

- (13) 井手至「形式名詞とは何か」『講座日本語の文法3』、明治書院から、形式名詞についての定義・説明を拾うと、次のものが拾える。「其の意義頗広汎にして単独にては如何なる意義なるかを仔細に捕足し難きまで見ゆるもの」(山田孝雄・「文法的には何等かの修飾語を伴ひこれを含めて始めて主語なり述語なりに立ち得る非独立の名詞である」(時枝誠記)・「形式名詞はつねに連体修飾語を必要とする名詞で、実質的意味が抽象的なものであるとのみ定義するのでは不十分であって、むしろそれは、連体修飾する先行の語句を体言資格のものに転換すると同時に、それに一定の範疇を与える機能をもつ語である、としなければならぬのである」(井手至)

- (14) その所在は以下の通りである。三ウ9・六オ8・六ウ9・七ウ5・九ウ7・十オ4・十ウ4・十一オ8・十一ウ12・十二オ13・十六オ13・十六ウ11・十七ウ8・十八ウ7・二十一オ10・二十一ウ10・二十四ウ11・二十八オ9・二十八ウ9・二十八ウ13・二十九ウ3・三十オ4・三十一ウ5・三十二オ4・三十二ウ6・三十二オ11・三十二ウ11「表白部」「説話部」を通じて広く用いられることが看取される。

- (付記) 本稿は、昭和五十八年十二月四日高知大学国語国文学会、及び昭和五十九年八月十二日鎌倉時代語研究会に於いて口頭発表したものを基にして、補訂し一つにまとめ成稿としたものである。席上、小林芳規先生・東辻保和先生をはじめ、会員諸氏から種々お教を賜った。銘記して学恩に深謝申し上げる次第である。